

平成30年度第1回さいたま市保健福祉局指定管理者審査選定委員会 議事概要

- 1 日 時 平成30年7月3日(火) 14時00分～15時30分
- 2 会 場 議会棟第5委員会室
- 3 出席者 (委員) 水谷委員長、木下委員、宮崎委員、青柳委員、清水委員、
町田委員、佐藤委員
(所管課) 高齢福祉課
(事務局) 健康増進課
- 4 欠席者 なし
- 5 諮問内容と答申結果

選考方法案について諮問を受け、次のとおり答申した。

施設名称	施設数	施設種別	募集方法	指定期間
植水老人憩いの家外6施設	7	児童センター及び老人憩いの家	公募	平成31年4月1日～平成36年3月31日
与野本町老人憩いの家	1	児童センター及び老人憩いの家	公募	平成31年4月1日～平成36年3月31日
老人福祉センター仲本荘	1	児童センター及び老人福祉センター	公募	平成31年4月1日～平成36年3月31日

6 議事要旨

(1) 委員長の選任及び委員長職務代理者の指名について

委員長を互選により選任した後、委員長より委員長職務代理者を指名した。

【結果】

委員長には、法律的視点があり、客観的な立場からまとめていただける方として、水谷委員が選任された。委員長職務代理者には、財務諸表に精通し、同じく客観的な立場からまとめていただける方として、水谷委員長から木下委員が指名された。

(2) 植水老人憩いの家外6施設

所管課から施設の概要及び指定管理者の業務等について説明を受けた後、質疑応答を行った。

【説明】

- ① 募集区分
一括

② 施設概要及び指定管理者の業務内容

- ・施設所在地
 - ・規模
 - ・主な施設
- } 別紙のとおり
- ・指定管理者の業務
 - ◇施設の管理に関する業務
 - ◇施設の運営に関する業務
 - ◇その他の業務

③ 指定期間

平成31年4月1日～平成36年3月31日（5年間）

④ 募集方法

公募

⑤ 管理経費等

- ・指定管理料等積算額は5年間で39,330千円
- ・利用料金制なし

⑥ 申請資格要件（マニュアルに定められている共通の申請資格を除く。）

- ・社会福祉法等に掲げる事項に照らして審査を行い、適正と認められること
- ・事業所がさいたま市内であること
- ・放課後児童健全育成事業の管理運営業務を3年以上継続して実施している実績があること

⑦ 評価項目

「老人憩いの家」では、児童センターとの複合施設となっているため、併設の児童センターとの連携についての具体的提案の項目を設けた。また、高齢者の介護予防や各種相談事業の項目を設け、重点的に配点を多く設定した。

そして、施設ごとの合計点に児童センター・放課後児童クラブについては「8」を乗じた点、老人憩いの家については「2」を乗じた点を合算して得点を算出する。

【質疑等】

Q 老人憩いの家の管理業務について、相談業務というものが仕様書に記載されていないが、別の案件である老人福祉センターでは相談業務が記載されている。両者の選定基準は同一のもので、相談業務について配点されるようだが、選定する上でわかりにくいのか。

A 老人福祉センターでは相談業務というものが役割として定められている一方で、老人憩いの家では求められていない。そのため、老人憩いの家にてその部分についての提案があれば、加重配点されるよう設定している。

Q 放課後児童クラブと同じ団体が一括管理を行い、限られた人員の中で、放課後児童クラブでの相談業務と老人憩いの家での相談業務を行うということだが、可能なのか。

A 提案者の提案に委ねているところだが、常勤の者が対応できなければ、例えば曜日や時間を決めて、相談を専門とする人員を派遣して対応することは可能と思われる。

Q 申請資格要件に放課後児童クラブの管理運営実績に関する要件はあるが、老人施設についての要件はないのはなぜか。

A 老人施設の要件を具備すると、申請資格要件を満たす団体が極めて限定されてしまうため、要件からは除くこととした。老人憩いの家については、専有面積が少ないこともあり、用途が限られていることから、要件を具備しなかったものである。

Q 放課後児童クラブの経験があれば、老人憩いの家の部分の経験も含まれるということでしょうか。

A 老人憩いの家が特殊な施設ではないと考えているので、放課後児童クラブ・児童センターの経験があれば、十分管理は可能と考えている。

Q 指定管理期間を5年間としているのはなぜか。また、前回の募集の際にも公募だったのか。

A 主たる機能が子どもや青少年の健全育成のための放課後児童クラブ・児童センターであるため、児童及び地域との信頼関係を築きながら安定した継続性のある運営を行うことが必要である。また、放課後児童クラブの場合、支援員の定着率の向上も重要と考える。

以上を踏まえて、市が考える指定管理期間の最長の5年間とした。

また、募集方法については、前回も公募で行っている。

Q 人件費が0円となっているが、これは併設されている放課後児童クラブ・児童センターで全て対応しているということか。

A お見込みのとおり。

Q 指定管理料等の収入にある「その他」とはなにか。

A 老人憩いの家で実施される講座等において、参加者から受領する教材費等の実績分のことである。

(3) 与野本町老人憩いの家

所管課から施設の概要及び指定管理者の業務等について説明を受けた後、質疑応答を行った。

① 募集区分

単独

② 施設概要及び指定管理者の業務内容

- ・施設所在地 さいたま市中央区本町東5-17-25 与野本町児童センター内
- ・規模 敷地面積1099.23㎡(与野本町児童センター)
延床面積980.47㎡(与野本町児童センター)の一部
鉄筋コンクリート造 2階建(与野本町児童センター)の一部
- ・主な施設 (1階)和室、ラウンジ
- ・指定管理者の業務
 - ◇施設の管理に関する業務
 - ◇施設の運営に関する業務

◇その他の業務

③ 指定期間

平成31年4月1日～平成36年3月31日（5年間）

④ 募集方法

公募

⑤ 管理経費等

- ・指定管理料等積算額は5年間で1,650千円
- ・利用料金制なし

⑥ 申請資格要件（マニュアルに定められている共通の申請資格を除く。）

- ・（2）植水老人憩いの家外6施設と同じ

⑦ 評価項目

「老人憩いの家」では、児童センターとの複合施設となっているため、併設の児童センターとの連携についての具体的提案の項目を設けた。また、高齢者の介護予防や各種相談事業の項目を設け、重点的に配点を多く設定した。

そして、施設ごとの合計点に児童センター・放課後児童クラブについては「9」を乗じた点、老人憩いの家については「1」を乗じた点を合算して得点を算出する。

【質疑等】

Q 指定管理料が著しく安価と思われるが、専有面積が小さいためか。

A 当施設は、現行の指定管理期間中に、中規模修繕や小規模な修繕もいくつか行っている。そのため、更新後の指定管理期間について、修繕の必要が発生するとしても、小規模なもので見込まれるため、指定管理料に占める修繕料が減額し、安価となった。

（4）老人福祉センター仲本荘

所管課から施設の概要及び指定管理者の業務等について説明を受けた後、質疑応答を行った。

① 募集区分

単独

② 施設概要及び指定管理者の業務内容

- ・施設所在地 さいたま市浦和区東仲町28-15 仲本児童センター内
- ・規模 敷地面積607.07㎡（仲本児童センター）
延床面積683.64㎡（仲本児童センター）の一部
鉄筋コンクリート造 2階建（仲本児童センター）の一部
- ・主な施設 健康相談室、カルチャールーム、コミュニティホール、事務室（共用）
- ・指定管理者の業務
 - ◇施設の管理に関する業務
 - ◇施設の運営に関する業務
 - ◇その他の業務

③ 指定期間

平成31年4月1日～平成36年3月31日（5年間）

④ 募集方法

公募

⑤ 管理経費等

- ・指定管理料等積算額は5年間で105,880千円
- ・利用料金制あり

⑥ 申請資格要件（マニュアルに定められている共通の申請資格を除く。）

- ・（2）植水老人憩いの家外6施設、（3）与野本町老人憩いの家と同じ

⑦ 評価項目

「老人福祉センター」では、児童センターとの複合施設となっているため、併設の児童センターとの連携についての具体的提案の項目を設けた。また、高齢者の介護予防や各種相談事業の項目を設け、重点的に配点を多く設定した。

そして、施設ごとの合計点に児童センター・放課後児童クラブについては「9」を乗じた点、老人福祉センターについては「1」を乗じた点を合算して得点を算出する。

【質疑等】

Q 指定管理経費の管理経費等にある「その他」とは何か。

A 本部での事務経費を指す。直接的に当該施設で使用するものではないため、事務費とは分けて計上している。

Q 公募における提案ではその他の内容について、この本部事務経費であることを求めるのか。

A 提案時点では総額のみを仕様書において示すため、応募者の提示する指定管理料に当該経費が含まれる必要はない。

Q 選定基準の配点について、再度確認したい。

A 募集区分1は児童センター・放課後児童クラブについては、合計点に「8」を乗じた点、老人憩いの家については、合計点に「2」を乗じた点数を合算して算出する。

募集区分2、3は、児童センター・放課後児童クラブについては、合計点に「9」を乗じた点、老人憩いの家または老人福祉センターについては、合計点に「1」を乗じた点数を合算して算出する。

なお、どちらかの点数が60%を満たない際には、その時点で失格となる。

Q 老人憩いの家と老人福祉センターの役割が異なるわけだが、選定基準は同一である。例えば、各種相談事業についての提案が「×2」となっており、相談事業が定められていない老人憩いの家については加重配点するのはわかるが、老人福祉センターは相談事業がもともと定められている中で、加重配点されても、どのように差異化できるかわからない。

A 老人憩いの家については、もともと定められていない役割なので、提案された相談事

業の内容等をそのまま判断することとなる。

一方、老人福祉センターの相談事業については、もともと備えている役割なので、定められている役割に加えたさらなる取組について判断することとなる。

【結果】

植水老人憩いの家外6施設、与野本町老人憩いの家、老人福祉センター仲本荘については、所管課の案のとおり承認することに決定した。

以上